

「インフラシステム輸出に向けたビジネスミッション開催事業」公募公告

2020年6月1日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 信谷 和重

次のとおり公募に付します。

1. 調達内容

- (1) 案件名 : インフラシステム輸出に向けたビジネスミッション開催事業に係る共同実施先の公募
- (2) 採択件数 : 2件程度
- (3) 調達案件の仕様等 : 公募説明書による。
- (4) 履行期間 : 覚書締結日から2021年3月12日まで。
- (5) 応募方法 : ①応募者は公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。
公募説明書で定める選定基準を基に採択者として決定する。
②応募者は応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (6) 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。

3. 応募書類の提出場所等

- (1) 応募書類の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構 ビジネス展開・人材支援部 新興国ビジネス開発課 担当 島川、大塚
TEL : 03-3582-5542 FAX : 03-3585-1630 Eメール : BDE-INFRA@jetro.go.jp
- (2) 公募説明書等の交付方法
交付希望の場合は上記3. (1) 記載のメールアドレス宛に連絡すること。

その際、件名は「インフラシステム輸出に向けたビジネスミッション開催事業の公募書類送付希望（会社名）」とすること。メールに返信する形式で、3営業日以内に公募書類一式を電子媒体にて送付する。

※公募説明会は実施しない。

（3）質問の受付

- ① 質問の受付方法：Eメール BDE-INFRA@jetro.go.jp
- ② 質問の受付期間：2020年6月1日（月）から
2020年7月10日（金）17時00分まで
- ③ 質問の回答方法：Eメール（公募説明書を受領した者全員に回答する）
- ④ 質問の回答期限：2020年7月17日（金）17時00分

（4）応募書類の受領期限

2020年8月7日（金） 17時00分（郵送の場合は必着のこと）

※上記3.（1）まで持参又は郵送すること。

※郵送の場合は書留郵便等配達記録が残るものに限る。

※FAX やEメール等での提出は受け付けない。

※提出書類は返却しない。

4. 契約形態

（1）契約

日本貿易振興機構と共同実施先が事業の共催に関する覚書を締結する。

（2）支払い方法

原則として、日本貿易振興機構と共同実施先との間に支払いは発生しない。

5. 応募書類

応募者は上記3.（4）の受領期限までに、公募説明書に基づき、以下の書類を提出しなければならない。

- （1）応募申請書 正：1部、写：7部
- （2）事業提案書 正：1部、写：7部
- （3）支出計画書（積算根拠資料を添付） 正：1部、写：7部
- （4）（該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類の写し

6. 選定方法および選定基準

（1）選定方法

提出された応募書類をもとに、「2. 応募資格」を満たしているかを書類審査する。応募資格を満たしている者の提案書、支出計画書に基づき、選定基準にしたがって、外部審査委員を含む複数名がプレゼンテーション審査する。審査は、書類審査（8月中旬）及びプレゼンテーション審査（8月下旬～9月中旬、応募者から1名が参加）からなる。書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までに日本貿易振興機構から応募者に対して連絡することがある。

（2）選定基準

公募説明書内の「3-4. 選定方法および選定基準」に基づき総合的に評価する。

(3) 選定結果の通知・公表

- ① 2020年9月下旬を目処に採択者（2件程度）を選定し、日本貿易振興機構から全応募者宛に選定結果通知書を送付するとともに、ウェブサイトにも公示する。ただし、審査の状況等により全体のスケジュールが多少前後することがある。なお、選定理由等の問い合わせには一切応じない。
- ② 採択後、採択者と日本貿易振興機構で事業内容の確定に向けた打ち合わせを実施すると共に日本貿易振興機構にて支出計画書の精査を行い、覚書締結準備を行うが、採択は契約を保証するものではない点に留意すること。

7. 個人情報の取り扱い

この企画競争に関して書類に記入された個人情報は、共同実施先選定のために利用する。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）